解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年一月二十二日開催の理事会及び平成三十年一月三十日開催の評議員会の議決により平成三十年四月九日愛知県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

愛知県弥富市東中地一丁目一六七番地の一

学校法人八田学園

清算人　佐藤　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年五月二十五日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、平成二十九年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

京都府宇治市大久保町上ノ山三七番地の二

医療法人矢田会

清算人　矢田　武

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年四月四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

愛媛県松山市和気町一丁目七二番地一

医療法人後藤歯科

清算人　後藤　勉

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により平成三十年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

山形県鶴岡市朝暘町四番一〇号

医療法人社団三浦産婦人科医院

清算人　三浦　宏平

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成三十年三月二十一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

東京都中央区銀座四丁目七番五号

王子製紙企業年金基金

清算人　大森　康正

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年一月二十七日開催の理事会及び評議委員会の議決により平成三十年四月三日神奈川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

横浜市中区山下町一一八番地

学校法人さくら学園

清算人　勝山　啓文

解散公告（第三回）

茂畑土地改良区は、平成三十年四月五日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地

清算法人茂畑土地改良区

清算人代表　杉山　篤

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成三十年三月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

兵庫県西宮市北名次町一一番一五号

医療法人社団中林医院

清算人　中林　晟

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月二日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、平成三十年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

香川県観音寺市古川町一九四番地一

医療法人社団生々会

清算人　藤田　良

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年四月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日

北九州市八幡西区大平二丁目七番三号

医療法人三浦整形外科内科クリニック

清算人　三浦　良史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区大和町三丁目一一番、最後の住所仙台市若林区大和町三丁目一一番一―二一一号　被相続人　亡　遠藤　正志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十一日

仙台市青葉区木町通一丁目八番一〇号木町通総合ビル二階

相続財産管理人　司法書士　森田　みさ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平上神谷字中八番地二、最後の住所福島県いわき市平字愛谷町二丁目一番地の六　被相続人　亡　木村　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十一日

福島県いわき市平字材木町三七番地メゾンドソア一階みぎは法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸川　瑛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区西戸部町一丁目六九番地、最後の住所横浜市中区本郷町三丁目二七六番地ポートタウン本牧五〇三号室　被相続人　亡　入澤　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十一日

横浜市中区海岸通三丁目一二番地一ミナトイセビル五階

相続財産管理人　弁護士　松田　道佐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字照里一八一八番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　沼田　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十一日

長野県飯山市大字飯山一一〇八番地

相続財産管理人　司法書士　浦野　忠

第16期決算公告

平成30年5月18日　千葉県市原市五井海岸5番地の9

五井コーストエナジー株式会社

取締役社長　箱崎　信之

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,068	流動負債	924
固定資産	162	賞与引当金	7
有形固定資産	120	その他	917
無形固定資産	22	固定負債	0
投資その他の資産	20	負債合計	924
		株主資本	1,306
		資本金	440
		利益剰余金	866
		その他利益剰余金	866
		（うち当期純利益）	(460)
		純資産合計	1,306
資産合計	2,230	負債・純資産合計	2,230